

# 委任状

住所異動・住居地の届出  
世帯異動の届出・住民票

提出先

足立区長

令和 年 月 日

委任者(本人)

住所

署名または記名・押印

氏名

大正・昭和・平成・令和/西暦

年

月

日生

電話番号

私は次の者(窓口に来る人)を代理人と定め、下記事項の権限を委任します。  
(委任する権限すべてに印《✓・○等》をつけてください。複数選択可。)

**住所の異動(引っ越しの届出)**

(マイナンバーカード(個人番号カード)の継続利用・記載事項変更届、国外転出時の通知カード・個人番号カードの返納届の手続き含む)

※代理人の方へ、お引越し日、住所(新・旧)、世帯主(新・旧)を必ずお伝えください。

手続き完了後の、お引越し内容の修正は原則できませんのでご注意ください。

**住居地の届出(外国人の方)**

※新住所を代理人の方へお伝えください。

(在留カードまたは特別永住者証明書への新住所記載の手続きを含む)

**世帯異動(世帯合併・世帯分離・世帯主変更・世帯間異動)の届出**

(世帯異動に伴う個人番号カードの記載事項変更届の手続きを含む)

**住民票 通の交付(必要な通数を必ずご記入ください。)**

※個人番号(マイナンバー)または住民票コードの記載をご希望される場合は代理人の方へ直接交付することができません。原則、ご本人様の住民登録地へ転送不要の普通郵便で郵送になります。

代理人

住所

氏名

関係

転入届・転居届・国外転出届・世帯異動届の際に個人番号カードの継続利用・券面記載事項変更届を同時に行う場合は下記にカードの「住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)」を記載してください。

記載がない場合、暗証番号が誤っていた場合は手続きが行えませんのでご注意ください。

委任者と同じ世帯員の方で個人番号カードの継続利用・券面記載事項変更届を同時に扱う者が複数人いる場合は、別途個人番号カードの継続利用・券面記載事項変更届の委任状をご準備ください。

※顔認証マイナンバーカード(暗証番号が設定されていないマイナンバーカード)をお持ちの方は暗証番号の記入はしないでください。

カードの住民基本台帳用の  
暗証番号(数字4桁)

--	--	--	--

暗証番号を記入した場合、封筒に入れのり等で封かんし、代理人に暗証番号が知られない状態にしてお渡しください。

**※必ず裏面の注意事項をご確認ください。**

## 【記入上の注意点】

- ① 委任状は必ず委任者本人の署名または記名押印が必要です。
- ② 黒または青のボールペン・サインペンで記入してください。(字の消えるボールペンは不可)
- ③ 押印する場合の印鑑は朱肉を使用するものとし、ゴム印またはシャチハタ印は無効です。
- ④ 外国人住民の方の氏名は、在留カードや特別永住者証明書に記載されている氏名または住民票に記載されている通称名で記入してください。
- ⑤ 委任状に不備がある場合は、届出ができないことがあります。
- ⑥ 誤った記入をしてしまった場合は二本線で訂正し、訂正印を押印していただき余白に正しく記入していただくか又は、余白に正しく記入をし訂正箇所の隣へ署名をしてください。(修正液等での修正は不可)

## 【委任権限ごとの注意事項】

### 〈住所の異動を委任する方へ〉

- ・代理人の方へ下記の事項を必ずお伝えください。  
【お引越し日・新住所・旧住所・新住所地世帯主・旧住所地世帯主】

### 〈世帯異動の届出を委任する方へ〉

- ・代理人の方へ、新世帯での世帯主・世帯異動後の世帯構成(世帯員の生年月日や続柄)を必ずお伝えください。

### 〈住民票の交付を委任する方へ〉

- ・必要な通数を必ずご記入ください。記入がない場合は原則1通のみ発行になります。
- ・世帯全員／世帯一部の住民票がございます。必要な住民票を代理人の方へ必ずお伝えください。
- ・記載または省略可能な項目がございます。代理人の方へ必要な項目を必ずお伝えください。

#### 《住民票に記載または省略が可能な項目》

日本人	本籍地(筆頭者含む)・続柄(世帯主名含む)
外国人	国籍・続柄・(世帯主名含む)・在留資格・在留番号・通称履歴
共 通	個人番号(マイナンバー)・住民票コード・足立区内で転居する直前の住所・履歴

- ・個人番号(マイナンバー)・住民票コードの記載をご希望される場合は代理人の方へ直接交付することはできません。原則、ご本人様の住民登録地へ転送不要の普通郵便で郵送になります。

## 【代理人が持参する物】

- ① 代理人の本人確認書類  
運転免許証・日本国旅券・在留カード・マイナンバーカード 等  
顔写真付き身分証明書の場合は1点  
健康保険資格確認書・年金手帳等の顔写真が無い証明書類の場合は2点必要です。
- ② 委任状(この用紙)
- ③ 委任者のマイナンバーカード  
(カードの記載事項変更がある場合はそのカードをお持ちください。)
- ④ 異動する外国人住民全員分の在留カード又は特別永住者証明書  
(異動する方が外国人の場合はお持ちください。)
- ⑤ 転出証明書 ※足立区外からの転入の場合は必要です。  
(転出地で特例転出をしている場合は委任者のマイナンバーカード。(暗証番号を必ず記入してください。))
- ⑥ 住民票交付手数料 1通300円  
(住民票の交付をご希望される場合はご準備ください。)

#### 【問い合わせ先】

足立区役所戸籍住民課住民記録係  
TEL 03-3880-5724